

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 97 号

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正す
る規則

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の一部を次のように改正
する。

第2条第1号イ中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に、「第6条の2第8項」
を「第6条の3第8項」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改
める。

第1号様式注3中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に、「第6条の2第8項」
を「第6条の3第8項」に改める。

第2号様式注1中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、同様式注2中
「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に、「第6条の2第8項」を「第6条の3第
8項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)